

締約国に関する情報 Z A	南アフリカ	附属書 B 1 Z A
一般情報		
国内官庁の名称	Companies and Intellectual Property Commission (CIPC) (South Africa) (企業知的財産委員会 (C I P C)(南アフリカ))	
所在地	77 Meintjies Street, Block F, Sunnyside, Pretoria 0002, South Africa	
郵便のあて名	Intellectual Property: Private Bag X400, Pretoria 0001, South Africa	
電話番号	(27-12) 394 50 01, 394 50 84	
電子メール	epct@cipc.co.za	
インターネット	http://www.cipc.co.za	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願、国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙、又は委任状である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
南アフリカの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	WIPO国際事務局 又は企業知的財産委員会 (C I P C)(南アフリカ) 国内官庁に問合せされたい	
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	企業知的財産委員会 (C I P C)(南アフリカ)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許、追加特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

Z A	南アフリカ (続き)	Z A
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関する南アフリカの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
南アフリカが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	